

嶋田病院居宅介護支援センター 料金表

平成30年4月現在

1. 基本利用料金

要介護1～2	1,053 単位/月
要介護3～5	1,368 単位/月

この基本料金は事業所の担当利用者件数により金額が変わることがあります。

2. 加算料金

初回加算	300単位/月	新規、要支援→要介護、要介護度が2区分以上変更の場合
特定事業所加算Ⅱ	400単位/月	事業所評価の加算。主任ケアマネ配置、常勤介護支援専門員3名以上配置、定期的な会議、24時間連絡体制、計画的研修の実施、包括からの依頼の受け入れ、法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備、減算適用を受けていない等が条件になります。
入院時情報連携 加算Ⅰ 加算Ⅱ	200単位/月 100単位/月	入院されるにあたり、入院先の職員に対して必要な情報を提供した場合で医療機関に向いて情報提供を行った場合に算定。医療機関に向かず通信手段等により情報提供を行った場合に算定。
退院退所加算 加算Ⅰ 加算Ⅱ 加算Ⅲ	450単位/月 600単位/月 600単位/月 750単位/月 900単位/月	入院・入所されていた方が、退院・退所するにあたり病院・施設の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成しサービスの利用の調整を行った際に算定。入院・入所期間中に3回まで。加算Ⅲを算定できるのは、そのうち1回以上入院中の担当医との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月	利用者の方が小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を事業所に提供し事業所における居宅サービス計画作成に協力した場合に算定。
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月	利用者の方が指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を事業所に提供し、事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に算定。
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位 ×2回/月	病院の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じてサービス利用に関する調整を行った場合。
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月	在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス事業者に提供した場合に算定。

※厚生労働大臣が定める基準額（介護報酬の告示上の額）によるものとし、福井市は地区区分が「7級地」であるため、上記1. 2. の表の単位数に10. 21円を乗じた金額となります。

※重要事項説明書1に記載されているサービス提供地域以外にお住まいの方は、上記1. 2. の表の金額に5%を加算した金額となります。

※居宅介護支援契約の解約の際の料金は頂きません。